

写

老発 0527 第3号
平成23年5月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例
に関する省令（平成23年厚生労働省令第66号。以下「特例省令」という。）が、
本日公布及び施行されたところである。

制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の
上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1. 特例省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町
村の区域（東京都の区域を除く。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有
効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）
第38条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認
定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）
については、従来の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合
算すること。

(2) 当該措置の対象について（第2項関係）

当該措置は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

特例省令は、公布の日から施行すること。

- 〔告 示〕

 - 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（法務一九）
 - 薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（厚生労働六五）
 - 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（同六六）

〔省 令〕

 - 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一二）
 - 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一〇六三）
 - 農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一〇六四）
 - 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（同一〇六五）
 - 除籍の一部が滅失した件（法務一六六、一六七）
 - 不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（同一六八）
 - 日本国に帰化を許可する件（同一六九）
 - 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（同一六九）
 - 日本国に帰化を許可する件（同一六九）

○保安林の指定施設要件を変更する件
(同一〇六七)一〇七四)

○住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関する講すべき措置に関する指針の一部を改正した件
(経済産業一一四)

○一般財團法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があつた件
(国土交通四五五)五四九)

○船舶安全法第六条ノ一の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件 (同五五〇)五五一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

〔皇室事項〕

外務省 経済産業省 三重県 山口県

労 動

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(同)

官 厅	金融商品取引業者に対する行政処分、特定保険募集人の所在の確知等、製造たばこ小売定価、金融商品取業者の登録取消し処分、金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表、投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定、建設業の許可の取消処分、鉄道財團設定関係
裁 判 所	相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
特 殊 法 人 等	独立行政法人等再生機構関係
地 方 公 共 团 体	地方公共団体
公 債 償 還	(東京都区) 関係
会 社 そ の 他	

